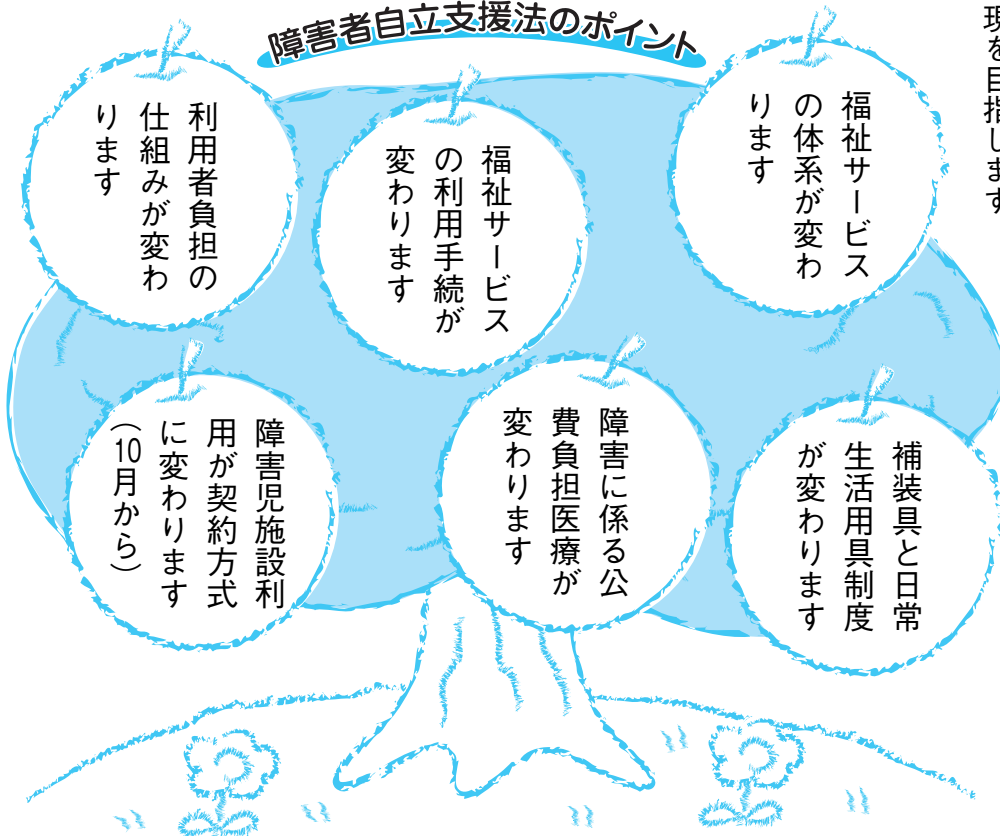


4月から

障害者自立支援法が施行されました

ことし4月から、「障害者自立支援法」が施行され、障害福祉施策が大きく変わりました。

これにより、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。



障害者福祉サービスが一元化されます

障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）によって、受けられるサービスが異なっていましたが一元化されます。障害の種類にかかわらず、必要とするサービスを、市が責任を持って提供します。

サービスには、個々の障害の程度や生活環境に応じて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市が独自に利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

自立支援給付の内容

● 介護給付

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・児童デイサービス・短期入所（ショートステイ）・施設入所支援 など

● 訓練等給付

自立訓練・就労移行支援・グループホーム など

● 自立支援医療

今までの更生医療・育成医療・精神通院公費などを一元化
補装具

地域生活支援事業の内容

- 相談支援
- 居住支援
- 日常生活用具の給付など
- コミュニケーション支援 など

サービスの量と所得に応じた負担を

サービスを利用する人は、サービスの利用量と所得に応じた費用を負担するようになります。障害の種類で異なっていた食費や光熱費などの実費負担も見直され、共通の仕組みに変わります。

また、低所得者層に配慮した軽減策がとられています。

問い合わせ

障害福祉課（市庁舎4階北側）

1(55) 2761 5(53) 0151

E:isyougai@div.city.fuji.shizuoka.jp

月ごとの利用者負担には、上限があります。

自立支援給付の定率負担は、所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定されました。1か月に利用したサービス量が多くなっても、上限額以上の負担をすることはありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	無料
低所得1	市民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の人	1万5,000円
低所得2	市民税非課税世帯 例1) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、おおむね300万円以下の収入 例2) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が、おおむね125万円以下の収入	2万4,600円
一般	市民税課税世帯	3万7,200円

詳しくは、障害福祉課までお問い合わせください。